

## 八王子市指導補助員配置事業実施要綱

### (目的)

第1条 八王子市立小・中学校（以下「学校」という。）に設置されている特別支援学級（知的障害固定学級）における、学習指導の補助、児童・生徒の安全の確保等、学級での支援を行うことを目的とする。

### (指導補助員)

第2条 指導補助員は八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、必要に応じて、学校に設置されている特別支援学級（知的障害固定学級）に配置する。

2 指導補助員の職務は、以下のとおりとする。

- (1) 対象の児童・生徒に対する学習指導の補助。
- (2) 対象の児童・生徒の安全の確保。
- (3) 対象の児童・生徒が在籍する学級への支援。
- (4) その他、特別支援教育推進のため教育委員会が必要と認める活動。

3 指導補助員は会計年度任用職員（アシスタント職）とする。

4 教育委員会は、教員免許状を有する者を、選考の上、指導補助員として任用する。

5 指導補助員の任用は下記の年2回とする。

- (1) 第1期 4月上旬から7月下旬（1学期始業日から1学期終業日まで）
- (2) 第2期 8月下旬から翌3月下旬（2学期始業日から3学期終業日まで）

6 指導補助員の勤務態様は、次のとおりとする。

- (1) 日の勤務時間は5.5時間以内とする。
- (2) 週の勤務時間は19時間以内とする。
- (3) 勤務日数は週5日以内とする。
- (4) 勤務日については、配属先の学校長が定める。

7 教育委員会は指導補助員が次の事項に該当する場合は、解任することができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある、またはこれに耐えられないと認められるとき。
- (3) 指導補助員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が必要と認めたとき。

8 指導補助員は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 配属先学校長の指揮監督を受け、その職務上の指示に従い、職務に専念すること。
- (2) 活動内容や対象の児童・生徒の状況等を校長、副校長または担任に適宜報告し

なければならない。

(3) 職務上知り得た個人情報及びその他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(4) 八王子市の会計年度任用職員（アシスタント職）として信用を傷つけること、または不名誉となるような行為をしないこと。

9 指導補助員に対する給与及び費用弁償は、八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）にもとづいて支給する。

10 指導補助員の活動中及び通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法を適用する。

（補足）

第3条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

本要綱は、令和4年（2022年）8月1日から施行する。